

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

○國重分科員 公明党の新人の、大阪五区選出の國重徹です。谷垣大臣と同じく弁護士出身でございます。大臣、きょうは、長時間の御答弁、本当にお疲れさまです。私が大臣のいらっしゃる時間帯のラストバッターになりますので、どうかよろしく願います。

本日は、大きく二点、一点目に国選付添人制度の対象事件の拡大で、二点目に刑事施設にかかわる諸問題、この二点について質疑させていただきたいと思っております。

まず、谷垣大臣も御存じのとおり、被疑者国選弁護人制度の対象事件と、国選付添人制度の対象事件は違います。少年が逮捕されたときについていた国選弁護人である弁護士が、少年が家庭裁判所に送られて少年鑑別所に収容された段階で、重大事件を除いて、国選付添人として活動することができなくなってしまうというような現状があります。

身柄拘束されて不安な中で、頼りにしていた弁護士が、突然、少年の前からいなくなるんです。国選付添人の選任率は、少年鑑別所に収容された少年の四％前後にすぎません。

これではあんまりだ、少年の更生を害してしまう。そこで、日弁連は、付添人の費用が払えない少年や保護者の援助をする制度を実施しています。その原資は一体何なのかといいますと、これは全国の弁護士から徴収した特別会費によって賄われています。

しかし、大臣、付添援助制度というのは、本来、弁護士が自腹を切って負担すべきものではなくて、国が費用負担すべきものです。

私も、弁護士として数多くの少年事件をやってまいりました。付添人の仕事というのは、何も少年審判だけにはとどまりません。非行や犯罪に走る少年というのは、親子関係というのが崩壊しているケースも少なくありません。そういう場合には、親子の間に入って家族関係を修復していきます。また、退学の危険がある場合には、学校の先生にかけ合うこともあります。また、仕事を探すために奔走することもあります。また、被害者やその御家族とお会いして、謝罪して、被害弁償を進めます。また、その被害者の苦しさ、つらさ、痛みというのを少年に伝えて、少年の反省を促すこともします。

つまり、付添人というのは少年の環境調整の多くを担っている、これが付添人の実際の仕事であります。

私の経験上も、付添人がつくことによって少年というのは変わります。もう本当に、目を見張るように、見る見る変わっていきます。成人の大人の変わり

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

ようとは間違いです。

例えば、お父さんがアルコール依存症で、家庭内暴力を振るっている、お母さんが覚醒剤を使っちゃって刑務所に入っている、学校に行っても、おまえ、やる気がないと言われて、学校の先生からも叱られ続けている、そういうような環境にある少年であったとしても、信頼できる大人が一人いれば、少年のために本気になって動く大人が一人でもいれば、少年は必ず変わります。

少年の再犯防止、改善更生は、少年本人のためのみならず、少年の周囲の人たち、また、ひいては社会、日本のためにもなります。

本年二月八日、法制審議会は、国選付添人制度の対象事件を被疑者国選弁護人制度の対象事件と同じ事件にまで拡大することを盛り込んだ改正案の要綱を決定して、谷垣大臣に答申として提出しました。

そこで、谷垣大臣にお伺いします。この答申を受けて、直ちに国選付添人制度の対象事件を拡大すべきだと考えますが、法案提出の時期を含めた、大臣の見解と決意をお伺いします。

○谷垣国務大臣 国選付添人制度の意義については、今委員からお話がありました。そういう制度を進めるために今まで頑張ってきたことに心から敬意を表したいと思います。

そこで、今お話しのとおり、対象事件の範囲拡大をせよということで、ことし二月八日に、少年法改正の案につきまして法制審議会から答申をいただきました。

ポイントは、先ほど委員がおっしゃいましたように、被疑者国選と同じ基準に持っていかうというのが一つのポイントでございます。だから、できるだけこれを早く国会に提出しなきゃならない。

ただ、ここから先は多少愚痴めきますが、今、この国会で一番多く法案を提出しているのが我が法務省でございます。何とかこれを早期に処理をして次のこれに取りかかりたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○國重分科員 大臣、ありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。私も精いっぱい頑張ってます。

次に、将来罪を犯すおそれがある少年、いわゆる虞犯少年ですけれども、虞

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

犯少年に対しては、先ほどの答申の改正案においても、国選付添人が選任されることにはなっておりません。罪を犯していないにもかかわらず虞犯少年を保護処分の対象にするのは、その少年の家庭環境が極めて劣悪で保護の必要性が高いというような点に基づいています。

虞犯少年が家庭裁判所に送られた後は、犯罪少年と同じ手続で観護措置がとられます。また、少年院送致などの重大な処分が下されることもあります。平成二十三年度に観護措置をとられて保護処分に付された虞犯少年が少年院あるいは児童自立支援施設に送られた割合というのは、五割、半数を超えます。このようなことからして、適正手続を徹底する点からも、また少年の環境調整の必要性の高さの点からも、虞犯少年にもぜひとも国選付添人をつけるべきだというふうに考えております。

どんな子供であったとしても、幸せになる権利があります。やり直す権利があります。全ての子供たち、これは日本の将来にとっての宝です。大変な環境にある子供にこそ予算を使っていただきたい。長期的に見た場合、この使った予算というのは何倍にもなって国に返ってくるというふうに私は確信しております。

そこで、大臣にお伺いします。虞犯少年にも、仮に今すぐではなかったとしても、将来的に国選付添人制度の対象に含めるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 今、國重委員がおっしゃいましたように、虞犯事件の中には、保護環境が非常に難しいこと、そういう子がたくさんおります。この間、私がある少年院に行きましたときいろいろ伺いました話の中では、特に女の子の場合、男の子もいろいろ厳しい環境なんだろうけれども、女の子なんかの場合にはとりわけ悲惨な環境の子も多いというお話を伺いまして、付添人による活動が極めて効力を発揮するというのは、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、残念ながら、今度の法制審議会の答申では、これを国選にするということにはならなかったわけですね。それには幾つか理由があるんだと思います。要するに、虞犯事件は、犯罪に結びつくような問題行動はあるんだけど、要保護性は高いが犯罪に至らなかった。だから、こういう言い方をするとやや誤解を招くかもしれませんが、社会的な重要度は、まず犯罪に結びつくようなところに重点を置くべきじゃないかということが一つあったと思いますね。それからもう一つは、少年が観護措置をとった場合の少年院収容率も余り高くない。こういうことで今回は見送られたわけです。

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

それともう一つ、こういう問題に現実には予算を確保しなければならない立場として常に思いますのは、果たして予算が確保できるだろうか。これについては、やはり、今委員のような熱心な御議論をあちこちでやっていただいて、その理解を深めていく運動をやらないと、なかなか、今の財政事情で右から左に予算をつけるわけにもいかない、そういう苦しさも持っているわけでございます。

ぜひ、その辺の議論は、私どもも活発にやっていきたいと思っております。

○**國重分科員** 大臣、誠実な回答をありがとうございました。

私も、ここのところは、やはりコスト面で見ても、先ほども申し上げましたけれども、長期的に見て、これが国のためになるんだ、何倍にもなってそれが国に返ってくるんだというようなことを、また議論の中でしっかりとしながら推し進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

次に、刑事施設の諸問題について質疑をさせていただきます。

先日、ある刑事施設の視察委員会の委員長とお話しする機会がございました。その際に、刑事施設の刑務官が大変不足している、残業、また休日出勤せざるを得ない、年次休暇、そんなものはとれない、このような刑務官が多いというような話を聞きました。欧米に比べても、日本の刑務官というのは非常に少ないというふうにも聞いております。

そこで、刑務官の不足の現状はどうなっているのか、お伺いします。

○**西田政府参考人** お答えいたします。

刑事施設におきましては、一時の被収容者の急激な増加というのは少し落ちついておるんですけれども、相当な施設におきまして、まだ高率収容という状況でございます。また、高齢受刑者とか、精神疾患とか、知的障害を持つ、いわゆる処遇に特に留意を要するような受刑者もふえている状況でございます。

そういった観点から、刑務官の勤務の負担というのは決して軽減されておりません。そんなことがございまして、現場施設におきましては、超過勤務とか休日出勤を命じて、何とかやりくりしている状況でございます。

先ほどお話がございましたので具体的に申し上げますと、年次休暇の取得日数も、平成二十三年度で申し上げますと、刑務官、交代制職員、いわゆる受刑

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

者の処遇に直接タッチする職員の年間の年次休暇の取得日数は四・七日でございます。これは、国家公務員の平均であります十二・九日から比べますと、相当下回っている状況でございます。

また、四週八休制、いわゆる週休二日制があるわけでございますけれども、全国の刑事施設七十七庁のうち五十五庁で四週八休制がとれないといった状況にもございます。

そんなことがございまして、身体に不調を来したり、また精神疾患に罹患する職員も少なくございませんので、刑務官の士気をいかに維持、高揚するかというのは非常に悩ましい問題というところでございます。

以上でございます。

○國重分科員 今御説明いただいたように、刑務官が不足して、その労働条件というのは過酷なものになっております。刑務官に過剰なストレスがかかれば、刑務官も当然生身の人間ですから、そのストレスのはけ口が被収容者にぶつけられるということも十分に考えられます。現に、刑務官による人権侵害の事件というのも、残念ながら起きております。

被収容者の円滑な社会復帰、改善更生を促すためには、刑務官の増員というのはやはり必要なんだというふうに思います。これがひいては再犯防止につながるというふうにも確信しております。何でもかんでも公務員を減らせばいいというようなものではないと思っております。ちゃんと必要なところには必要な人をやはり配置しないといけないというふうに考えております。

この刑務官の増員について、谷垣大臣の見解をお伺いします。

○谷垣国務大臣 今おっしゃったように、刑事施設というのは、結局、きちつと収容することによって国民の安心、安全を確保するということと、それから、再犯を防止するために適切な処遇をやって、再犯の防止につなげていくという役割を担っているわけですね。いろいろ政策経費が行ったりなんかするけれども、結局のところ、矯正というのは人だと私は思います。

そこで、今おっしゃったように、何でも削ればいいわけじゃない、私もそのとおりだと思います。ただ、現実には、政府全体の定員管理というものがあるわけでございますので、そういったことも全く無視するわけにはいきません。そういう中でいかにして人員を確保していくか。私もさらに努力を重ねたいと思っております。

○國重分科員 大臣、またどうかよろしく願いたします。

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

次に、お配りした資料の二枚目をごらんいただけますでしょうか。二〇一三年の三月二十二日付の産経ニュースの記事です。

ここには、東京拘置所に收容されていた際に、元看守部長、この方は有罪確定を受けております、元看守部長に暴行を受けたとして都内の男性が提訴した国家賠償請求事件、これについて、本年三月二十二日に、拘置所長が謝罪して、和解金二百三十万円を支払う内容で和解が成立しました。和解条項には、職員による暴行の再発を防ぐため、外部有識者による研修を実施する、こうした事案が発生した場合に別の職員が上司に報告しても不利益な扱いを受けない体制づくり、このようなことが盛り込まれております。

この事件のような暴行というのは、いじめ問題と同じで、東京拘置所だけに限ったものではないと思います。刑事施設における人権侵害を根絶するためにも、外部有識者による研修、また、より一層の体制づくりが、東京拘置所だけではなくて、全国の刑事施設において必要である、強化すべきであるというふうに考えますが、大臣の見解をお伺いします。

○谷垣国務大臣 やはり、こういう施設でいろいろな問題が生じてきておりまして、そういった不祥事は根絶しなきゃならない、そのとおりだと思います。

そういう中で、今おっしゃったように、刑務官に対するいろいろな研修、なにかんづく人権研修、これは極めて大事なところでございますし、法律の上でも、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律、この第十三条第三項でこういうことが要請されているわけでございます。

そこで、矯正研修所あるいは各刑事施設における各種研修プログラムで、被收容者の人権尊重を図る観点から、憲法あるいは人権に関する諸条約を踏まえた講義、あるいは、法律の講義というだけではなく、行動科学的な視点を踏まえた研修等を実施しているところでございます。

それから、なにかんづく難しいのは、精神的問題を抱えた被收容者への配慮でございます。これは、精神医学に係る研修科目を設けまして、精神保健あるいは精神障害者福祉に関する基礎的な知識をやはり身につけなきゃいけない。被收容者の適切な処遇方法等に関する技能をそういう中でより習得させていくということをやっつけていかなきゃいけないし、今そういうことをやっているわけでございますが、今後とも、そういったことには力を入れてやっていく必要があると考えております。

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

○**國重分科員** 今大臣がおっしゃったように、全国各地で今、研修が行われていると思います。そのような研修があるんだけど、やはり、先ほどの人数不足とか、さまざま、刑務官の方、ストレスがかかるお仕事だと思います。その上でこのような事態が生じていますので、また大臣の強いリーダーシップで、より一層の、強化した研修また体制づくり、よろしく願いいたします。

次に、資料の一枚目をごらんいただけますでしょうか。平成二十四年十二月二十七日付の読売新聞、こちらの方をごらんいただいて、「刑務所医師足りない」ということ、「求人広告効果なし」「受刑者死亡の例も」ということで書いておりますけれども、ここにもあるとおり、刑事施設の常勤医が今不足していて、医師不在のために診察がおくれて、受刑者が死亡するケースも出ているというふうに聞いております。

常勤医不足の現状が今どうなっているのか、これについてお伺いします。

○**西田政府参考人** お答えいたします。

刑事施設の常勤医師につきましては、二百二十六名の定員があるところ、本年、平成二十五年二月一日現在で申しますと、百八十三名が勤務しております、四十三名、約二割の者が欠員の状況にございます。

以上でございます。

○**國重分科員** 今、二割が欠員ということでお聞きしました。これは結構な割合だというふうに思っております。

この常勤不足の現状というもの、先ほどの新聞にも載っていましたが、広告をしてもなかなか集まらない。これは、努力はされていると思うんです。でも、今、実際にお医者さんがいなくて死亡するケースが出ている。これはもう本当にとんでもないことだというふうにも思いますので、ぜひともこの状況を深刻に受けとめて、これを解消するために、これまでも外部委託とかいうこともやっていると思いますけれども、より以上の外部委託を含めた積極的な解消措置というのを講じていくべきだというふうに考えますが、これについての大臣の見解と決意をお伺いします。

○**谷垣国務大臣** 私も、法務省に参りまして、改めて、今委員の指摘された、きちっとした医師を確保することが極めて大きな問題になっているということを確認したわけでありまして。いろいろな手だてを講じなきゃなりません。

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

それで、今おっしゃった外部委託、一部の刑事施設においては、旧構造改革特区法、そういったものの活用によりまして、地元の自治体等に医療行為を委託するというようなことをやっております、こういう方策は、関係機関との良好な関係があれば一定の成果が上げられるだろうと思います。

しかし、委託先といいますか、そういう関係機関の御理解を得ることがなかなか容易ではありません。

いろいろな事情があると思います。刑事施設が非常に不便なところであって、生活環境としても余り良好ではないとか、あるいは、お医者様の側にも、患者との良好な人間関係を結べるかどうかといったような観点も私はあるんだろうと思いますが、やはり委託契約を結ぶ相手方と我々矯正に携わっている立場の者が、良好な、いろいろな理解を得るという努力をしないと、簡単に外部委託といってもなかなかできない。そのところは、さらに一層努力をする必要があると私は思います。

そのほかにも、いろいろ考えて、できることはみんな試みていかなければならない状況ではないかというふうに感じております。

○**國重分科員** ぜひともよろしく願いいたします。

次に、刑事施設において毎年一回定期健康診断がされていますけれども、血液検査は医師の判断で省略が可能となっております。現実には、問診と身体測定だけで、血液検査はほとんどされていないんじゃないかというような声も一部お聞きしております。

そこで、ちょっとこれは通告の内容から一步踏み込んだ内容になるんですけれども、法務省の方にお伺いしたいんですけれども、刑事施設における健康診断において血液検査がどの程度省略されているのか、把握されているでしょうか。もし、現段階でわからなければ、大事なことです、今後追って調査していただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○**西田政府参考人** お答えいたします。

一般的な、入所した際の健康診断ですとか、あるいは定期的な健康診断につきましては、法律によって義務づけられておまして、それ以外の先ほどおっしゃいました血液検査等につきましては、いろいろな事情がございまして、医師の判断で、必要があればやる、必要がなければ省略してもいいというような

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

取り扱いになっております。

ほかにもいろいろあるんですけれども、血液検査につきましては、先ほど申しましたように、医師が、本人のこれまでの診療録ですとか病気ですとか、そんなことを考えて必要ないという場合には省略できるという扱いになっております。

○國重分科員 今、抽象的なことはお答えいただきました。ありがとうございます。

質問通告にありませんでしたので、現状がどの程度数として血液検査がなされているか、これはわからないですよ、今現時点では。追ってまた調べていただければと思います。よろしくお願いします。

社会一般で、例えば、これまで弁護士会とかで年に二回ぐらい健康診断があって、私もサボって、毎年一回ぐらいは受けておったんですけれども、そのときに、健康診断において血液検査を受けるということは基本中の基本だというふうに思います。

刑事被収容者処遇法五十六条で、社会一般と同質、同水準の医療は受刑者の身柄を拘束している国の責務であるということが明文化されております。社会一般と同質、同水準の医療をするために、血液検査はぜひとも実施していただきたいというふうに思います。そうすることがかえって国の医療費を抑えることになる、国民の皆さんの大切な税金を無駄遣いしないで済むというふうにも思っております。

そこで、定期健康診断における血液検査を必須のものとする、そのために刑事施設処遇規則二十九条を改正すべきだというふうに私は考えますが、これについての大臣の見解をお伺いします。

○谷垣国務大臣 さっきおっしゃいました刑事収容施設法五十六条で、社会一般の医療と匹敵するものを、水準に照らして適切な措置を講じろということになっております。そして、実際の血液検査に関しては、先ほど局長が答弁いたしましたように、医師の裁量ということになっているわけですね。

ただ、現実には、実務におきましては、定期健康診断というだけではなくて、四十歳以上の受刑者に対しては肝機能検査やあるいは血中脂質検査といったものも実施するといったように、いろいろなことを考えてやっているんだろうと思います。そこらをどうしていくか、私どももさらに検討を加えていきたいと思っております。

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

○國重分科員 私自身は、医師の判断で血液検査を省略できるというのは、これは私個人の見解、ばかげた規定だと思っているんです。一見、問診とか身体測定ではわからないから血液検査をして、ああ、こういう状態になっているんだということが初めてわかるのであって、社会一般と同質、同水準の医療であれば、やはりこれはぜひとも進めていくべきだ、これが先ほど申し上げました医療費の抑制にもつながるというふうに思っておりますので、また大臣の強いリーダーシップでよろしく願います。

では、最後の質問をさせていただきます。

今、受刑者の診療録は、受刑に関する情報ということで情報公開の対象にならず、本人が希望、承認しても開示されないということになっていると思います。診療録を開示したところで、保安上の問題はなく、受刑者本人が承諾していればプライバシーの問題もなく、開示を拒む正当な理由はないと思います。また、各施設の視察委員会に関しては開示されるということもちょっと聞いてはおりますけれども、例えば、今、刑事施設でいろいろな問題があつて、そのときに弁護士会の人権擁護委員会とかがカルテをしっかりと見ようと思つても、それが開示されないというような現状があるとも聞いております。

受刑者の、被収容者の身体の安全とか、より適切な医療、これをしていくためにも、透明化した行刑をしていく上でも、やはり受刑者の診療録は開示していくべきだというふうに考えますが、これについての大臣の見解をお伺いします。

○谷垣国務大臣 この開示の問題では、二つの法律の適用を受けております。一つは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、それからもう一つは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これによって規律されておりました、もう委員も御承知のところでございますが、情報公開法による場合には、診療録記載の内容については、一部不開示の決定、あるいは診療録の存否を含めて開示請求を拒否する決定がなされるということになっております。それから、個人情報保護法によりますと、本人による診療録の開示請求がなされた場合には、刑もしくは保護処分の執行に当たることから、適用除外として開示されないというのが、二つの法律でございます。

しかし、刑事施設で保有している診療録については関係法令によってこのように定められているわけですが、当該診療の記録だけではなく、処遇情報等、刑の執行に関する内容も含まれておりました、その性質上、開示になじまない

第183回国会 予算委員会第三分科会 第2号

平成二十五年四月十五日（月曜日）

点もあるのも事実でございます。

ただ、被収容者の釈放に当たって、必要に応じて診療情報提供書というようなものを当該被収容者に交付して、要するに、今まで刑事施設で受けてきた医療と外に出た場合の医療をつないでいかなきゃならない、こういうことも考えていかなければならない。現実にはそれは行っているわけではありますが。現状はそういうことでございます。

○國重分科員 ありがとうございます。

受刑情報と直接関係しないカルテの開示、また、カルテにそのような受刑情報を書かないように少し工夫して、今大臣がおっしゃったように、出所した後にうまく外部の医療機関につないでいけるシステムをまたつくっていただきたいというふうに思います。

きょうは、大臣、本当に長時間の答弁、ありがとうございました。私も、きょうの答弁、本当に誠実に答えていただきましたので、日本再建のためにしっかりとまた頑張ってまいります。

きょうは本当にありがとうございました。